

## 令和5年小野町議会定例会3月会議

### 議事日程（第3号）

令和5年3月10日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第 1号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第6号）  
〔討論、採決、以下日程第9まで同じ〕
- 日程第 4 議案第 2号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 3号 令和4年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 4号 令和4年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 5号 令和4年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 6号 令和4年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 7号 令和4年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 8号 令和5年度小野町一般会計予算  
〔討論、採決、以下日程第16まで同じ〕
- 日程第11 議案第 9号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 令和5年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和5年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 令和5年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 令和5年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 令和5年度小野町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第15号 小野町犯罪被害者等支援条例について  
〔討論、採決、以下日程第18まで同じ〕
- 日程第18 議案第16号 小野町環境保全対策基金条例について
- 日程第19 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
〔討論、採決、以下日程第25まで同じ〕
- 日程第20 議案第18号 小野町議会議員及び小野町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第25 議案第23号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第26 請願・陳情の採択、不採択の決定

日程第27 特別委員会委員長の中間報告

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで議事日程と同じ

(追加)

追加日程第1 議会運営委員長報告

追加日程第2 議案第24号 林業専用道整備事業早渡大平線新設工事請負契約の締結について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

追加日程第3 議員提出議案第1号 議員派遣について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

追加日程第4 議員提出議案第2号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書

[上程、説明、質疑、討論、採決]

追加日程第5 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

[上程、説明、質疑、討論、採決]

---

### 出席議員(11名)

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
6番	会田明生君	7番	吉田康市君
8番	宗像芳男君	9番	水野正廣君
10番	久野峻君	11番	竹川里志君
12番	田村弘文君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	菅野望君
教育長	有賀仁一君	総務課長	吉田吉広君
企画政策課長	西牧英一君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	矢吹昌之君	健康福祉課長	先崎秀一君

子育て支援課長	村 上 昭 一 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局局長	鈴 木 稔 君
地域整備課長	矢 吹 浩 司 君	教 育 課 長	佐 藤 浩 君
会計管理者 兼出納室長	吉 田 ひろ子 君	代表監査委員	佐久間 金 治 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	郡 司 功 次 長	郡 司 治 子
書 記	渡 邊 裕 之 書 記	新 田 晟 也

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和5年小野町議会定例会3月会議、第9日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

---

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、久野峻委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 久野 峻君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（久野 峻君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

令和5年小野町議会定例会3月会議において予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げまして、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和5年小野町議会定例会3月会議において総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第15号 小野町犯罪被害者等支援条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

本案は、犯罪被害者などが受けた被害の早期回復を図るなど、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とし、条例を制定するものであります。

委員からは、相談窓口に関する質疑がありました。

次に、議案第16号 小野町環境保全対策基金条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、一般廃棄物の搬入により発生する環境負荷に対して、適正な管理対応の経費の財源を確保し、町民の健康保護及び生活環境の保全を図るため、地方自治法第241条第1項の規定に基づく標記基金を設置するため、条例を制定するものであります。

委員からは、事業者からの協力金についてや搬入する道路整備等の質疑がありました。

次に、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県人事委員会の職員の給与などに関する報告及び勧告を踏まえ、福島県に準じて、通勤手当の上限額及び宿日直手当の支給額の改正を行うものであります。

委員からは、民間との給与格差について質疑がありました。

次に、議案第18号 小野町議会議員及び小野町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、最近の物価変動などを背景に、公職選挙法施行令の一部が改正され、衆参両議院における選挙運動の公営単価に係る限度額の引上げとなったため、当町においても、国に準じて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、健康保険法施行令などの一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布、同年4月1日に施行されることから、出産育児一時金の支給額を引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第20号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布、同年4月1日に施行されることから、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正を行うものであります。

以上が、令和5年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事

件の審査結果及び経過であります。

○議長（田村弘文君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

6番、会田明生委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 会田明生君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（会田明生君） 令和5年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第21号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、子育て支援課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の安全確保を図るための安全計画や感染症・非常災害に対応する業務継続計画等の策定の義務づけ並びに事業所外に移動する際等において自動車を運行する場合、点呼等による利用者の所在確認の義務づけや感染症及び食中毒の予防・蔓延防止のための衛生管理などに努力義務を課すため、条例の一部を改正するものであります。

委員からは、安全計画等の提出頻度や町における計画の確認方法について質疑がありました。

次に、議案第22号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、子育て支援課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等に対し、利用乳幼児の安全確保を図るため、安全計画の策定や事業所外での活動等に自動車を使用する際は、乗降車時において、点呼等により所在確認することなどを義務づけるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、占用料の額が改定されることから、政令に準じて町道における道路占用料の額等を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

委員からは、占用対象物件である自動運行補助施設に係る占用料の取扱いや占用料の改定に伴う占用料の上昇率について質疑がありました。

次に、陳情第1号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意

見書の提出を求める陳情書について、子育て支援課長に出席を求め、参考意見を聴取し、審査した結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情は、新型コロナウイルス感染症禍において、感染対策を徹底しながら、子供の発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっており、また、保育所等における保育士等の配置基準については、70年以上一度も見直されていないことから、国の責任において、保育士配置基準を引き上げ、保育士の増員を図ること、また、保育士等の処遇改善を図るよう、意見書の提出を求めるものです。

次に、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について、産業振興課長に出席を求め、参考意見を聴取し、審査した結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情は、製造業を中心に海外サプライチェーンの影響が続き、生産調整など余儀なくされ、また、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題となっていることから、福島県最低賃金は早期に1,000円を目指した引上げを行うこと、早期に最低賃金全国平均1,000円以上への引上げを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めること、中小企業等が最低賃金の引上げとなる原資捻出のため、価格転換をはじめとした環境整備の充実強化を図ること、福島県最低賃金の改定諮問時期の早期発効などについて、要望する意見書の提出を求めるものです。

以上が、令和5年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

---

#### ◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

---

#### ◎議案第1号～議案第7号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第3、議案第1号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第9、議案第7号 令和4年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで7議案を

一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

---

#### ◎議案第1号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第1号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号～議案第7号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第2号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第7号 令和4年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）までの6議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第7号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号～議案第14号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第8号 令和5年度小野町一般会計予算から日程第16、議案第14号 令和5年度小野町水道事業会計予算まで7議案を一括議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。



---

◎議案第8号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第8号 令和5年度小野町一般会計予算についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第8号 令和5年度小野町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号～議案第14号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第9号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第14号 令和5年度小野町水道事業会計予算まで6議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第14号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号～議案第16号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第17、議案第15号 小野町犯罪被害者等支援条例についてから日程第18、議案第16号 小野町環境保全対策基金条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

---

◎議案第15号～議案第16号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第15号 小野町犯罪被害者等支援条例についてから議案第16号 小野町環境保全対策基金条例についてまでの2議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第16号までの2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号～議案第23号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第19、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第25、議案第23号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの7議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

---

◎議案第17号～議案第23号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第23号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの7議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第23号までの7議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（田村弘文君） 日程第26、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

厚生産業常任委員会委員長より報告のあった陳情第1号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書については「採択」、陳情第

2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書についても「採択」とする厚生産業常任委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号から陳情第2号までについては採択することに決定いたしました。

---

#### ◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（田村弘文君） 日程第27、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際中間報告を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長。

11番、竹川里志委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 竹川里志君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（竹川里志君） 令和5年小野町議会定例会3月会議において、議会改革特別委員会の調査・検討活動について中間報告をいたします。

議会改革特別委員会につきましては、昨年12月26日、今年1月10日及び2月1日の3回にわたり開催し、今後の特別委員会の進め方やスケジュール・検討事項等について協議いたしました。

検討期間をおおむね本年9月末頃までを目途に進めることとし、議員定数及び議員報酬の検討、議会運営に関する諸課題解決のための議会基本条例をはじめとする関係条例・規則等の精査、文書質問の明確な位置づけや議会報告会等の議員活動の在り方など、多方面から検討をすべき事項が挙げられ、各市町村議会等の関係資料・データを収集し、協議を進めております。

引き続き小野町議会に係る課題解決のため、調査・検討を継続するものと決したことを申し添え、当議会改革特別委員会の中間報告といたします。

---

#### ◎特別委員会委員長の中間報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） ただいまの議会改革特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

す。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより、追加議事の資料を配付いたします。

暫時休議といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時58分

○議長（田村弘文君） ただいま追加議事日程、議案第24号及び議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までの議案を配付いたしましたが、配付漏れありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） なければ再開いたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（田村弘文君） ただいま町長から、議案第24号 林業専用道整備事業早渡大平線新設工事請負契約の締結についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることと決定いたしました。

---

#### ◎議会運営委員長の報告

○議長（田村弘文君） 追加日程第1、定例会3月会議の追加議案第24号の採決方法について、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長。

8番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員長（宗像芳男君） 去る3月9日開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和5年小野町議会定例会3月会議における追加提出議案の採決方法について、議案第24号については、簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって、報告といたします。

---

◎議会運営委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、定例会3月会議の追加議案第24号の採決方法については、簡易採決により行うことといたします。

---

◎議案第24号の上程

○議長（田村弘文君） 追加日程第2、議案第24号 林業専用道整備事業早渡大平線新設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

◎議案第24号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） それでは、本定例会3月会議に追加提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第24号 林業専用道整備事業早渡大平線新設工事請負契約の締結についてであります。

本案は、林業専用道整備事業早渡大平線新設工事につきまして、今年度から新規事業として事業に着手したものでありますが、全体測量設計計画に際し、現地調査の結果、工事費抑制のための法線変更が生じたため、測量設計委託業務の履行期限を本年1月末日より1か月延長し、2月末日までとし、対応してきたところであります。

本工事の発注に際しては、測量設計の成果等を基に、林野庁及び県のヒアリング並びに書類審査が必要であります。法線変更に係る履行期限の延長に伴い、国・県の審査を行う時期が遅れたことから、当初計画での工事発注が困難となったところであります。

なお、国の補助要件といたしまして、事業初年度に委託業務実施のほか、早期の事業効果を得るために、年度内に工事発注をする必要があることから、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により、町内業者13者を指名し、3月6日に入札を執行した結果、8,019万円をもって、小野町大字浮金字原300番地、有限会社高柴建設が落札したものであります。工事の予定価格が5,000万円以上であるため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第24号の契約締結案件1件につきましてご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第24号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第24号 林業専用道整備事業早渡大平線新設工事請負契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

#### ◎議案第24号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議案第24号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

◎議案第24号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議案第24号 林業専用道整備事業早渡大平線新設工事請負契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

---

◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第3、議員提出議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号 議員派遣について、8番、宗像芳男議員の説明を求めます。

8番、宗像芳男議員。

〔8番 宗像芳男君登壇〕

○8番（宗像芳男君） 議員提出議案第1号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和5年3月10日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、先崎勝馬、同じく水野正廣、同じく会田明生、同じく緑川久子、同じく中野孝一の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項に規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

◎議員提出議案第1号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。  
議員提出議案第1号 議員派遣について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。  
したがって、質疑を終わります。

---

◎議員提出議案第1号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。  
議員提出議案第1号を討論に付します。  
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。  
したがって、討論を終わります。

---

◎議員提出議案第1号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。  
議員提出議案第1号 議員派遣についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。  
したがって、議員提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

---

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第4、議員提出議案第2号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書についてを議題といたします。  
本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
議員提出議案第2号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書について、3番、緑川久子議員の説明を求めます。



3番、緑川久子議員。

〔3番 緑川久子君登壇〕

○3番（緑川久子君） 議員提出議案第2号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。  
令和5年3月10日提出。

提出者、緑川久子、賛成者、会田明生、同じく中野孝一、同じく久野峻、同じく吉田康市の各議員であります。

提案理由、コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されるようになったが、感染対策を徹底しながら、子供の発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の保育士配置基準では不十分であり、子供の命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

子供関連施策の充実・推進を目指し、保育関係予算の大幅な増額による財源の確保と保育士配置基準の引上げによる保育士の増員、処遇改善等の必要な措置を講じることについて、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

◎議員提出議案第2号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

◎議員提出議案第2号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

◎議員提出議案第2号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

---

◎議員提出議案第3号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第5、議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、2番、中野孝一議員の説明を求めます。

2番、中野孝一議員。

〔2番 中野孝一君登壇〕

○2番（中野孝一君） 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和5年3月10日提出。

提出者、中野孝一、賛成者、会田明生、同じく久野峻、同じく吉田康市、同じく緑川久子の各議員であります。

提案理由、現在、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響で労働者の生活は厳しさを増し、経済・物価上昇に合った賃上げは喫緊の課題であり、加えて、人手不足を補うための外国人労働者や障害者雇用数の増加、パート労働者等の非正規労働による雇用形態の多様化も進んでいる。

今後、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、セーフティネットの強化策及び人口流出抑制策としても、最低賃金引上げと早期発効は重要な政策である。

賃金の経済政策としての重要性を強く意識し、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めするため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

◎議員提出議案第3号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

◎議員提出議案第3号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第3号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

◎議員提出議案第3号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号については原案のとおり可決されました。

---

◎閉議の宣告

○議長（田村弘文君） これで、定例会3月会議に付議された事件は全て終了いたしました。

---

◎議長挨拶

○議長（田村弘文君） 定例会3月会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9日間の長きにわたり、執行部より提出された令和4年度の各会計の補正予算、令和5年度の当初予算、条例の新設及び改正、契約案件など24議案と議員提出議案3件など、町政執行上、また議会の運営活動上、重要な案件の審議でありましたが、議員各位及び執行部の皆さんの連日のご精励によりまして、議会運営委員会より示された会期及び議事日程の運営方針どおりに終了することができました。

本定例会は、私ども議員にとりまして、今までに任期中に経験したことがない議会運営を強いられておりました。しかし、議員各位及び執行部の皆さんのその都度の対応をいただき、円滑な運営にご協力を賜りましたことに議長として厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、一般質問には4名の議員が登壇し、町の事務事業各般にわたり質問を行いました。執行部におかれましては、一般質問をはじめ委員会等での質疑、意見、要望等を十分に踏まえられ、今後の各種施策の推進を図られますようご期待申し上げます。

私ども現議員の任期満了までは10か月強となりました。残された任期内に住民の安全・安心の確保と福祉の向上、地方議会が抱えている多くの課題解決に向けて努力していくことが責務であります。特に地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きいものがあり、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが求められております。

令和5年度の当初予算では、村上町長の下で将来の小野町を見据えた大型事業が幾つか予算化され、早期の実現が期待されております。特に庁舎建設につきましては、建設候補地が示されたことには大きな前進であり、町・議会・町民が広く議論することを望みます。

新型コロナウイルス感染症対策は、3月13日以降、大幅に緩和され、マスクの着脱は個人の判断に委ねられることになりました。以前の日常に大きく近づいたことは大変喜ばしいことでもあります。

3月の半ばを迎え、桜の開花予想日が報じられておりますが、当地方はまだまだ寒暖の差が大きい日が続くと思いますので、議員各位、町執行部の皆さんにおかれましては、ご自愛をいただき、引き続き町政進展と町民の福祉向上にご尽力くださるようお願いをいたしまして、定例会閉会のご挨拶といたします。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

◎町長挨拶

○議長（田村弘文君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和5年小野町議会定例会3月会議の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今定例会で議会には、令和4年度各会計補正予算案件7件、令和5年度各会計当初予算案件7件、条例制定案件2件、条例改正案件7件、契約締結案件1件の議案24案件をご提案申し上げましたところではありますが、議員の皆様には、連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、全議案ご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、さらには委員会審議の過程でいただきましたご意見、ご助言に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の町政運営に努めてまいります。

なお、今回の議案上程に際し、不手際がございましたところ、議会運営にご配慮いただきましたこと、御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災及び原発事故から12年目を迎えました。この間、町民の皆さんのご努力と多くの皆さんのご支援をいただき、当町は震災前の状態に戻りつつあります。福島復興再生道路として、県道吉間田滝根線の整備が進んでおり、開通されれば、浜通りと中通りを結ぶ重要な路線となりますので、双葉郡との地域連携も検討しながら、新たな地域間交流が広がることを期待しているところであります。

4月からは新たな総合計画の下、「人が輝き みんなでつくる しあわせおのまち」とする将来像実現のため、各種施策に取り組んでまいります。人口減少と少子高齢化、さらに新型コロナウイルスの影響に伴う生活様式の変化により、地域活動の維持が難しくなっております。新たな地域づくりに向けて、町民の皆さんの理解を得ながら、将来に向けた改革を進めていくとともに、地域活性化のため、町の魅力を発掘・創造しながら、積極的に情報発信を行い、関係人口や交流人口の増加に努めてまいります。

結びに、季節の変わり目で寒暖の差が大きい日が続いておりますので、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、引き続き町政の発展のため、ご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

---

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 2時25分